

平成27年12月定例会

総務委員会説明資料

経営戦略部

監察局

出納局

目 次

I 提出予定案件

1 一般会計・特別会計予算	1
(1) 地方債	1
2 その他の議案等	2
(1) 条例案	2
(2) 当せん金付証券の発売について	3
(3) 専決処分の報告について	4

I 提出予定案件

1 一般会計・特別会計予算

(1) 地方債

一般会計

(ア) 変更

(単位：千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
総務管理事業	325,000	325,000	証書借入又は証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。
防災事業	2,889,000	3,053,000			
社会福祉事業	3,000	3,000			
環境衛生事業	20,000	20,000			
農地事業	1,994,000	1,994,000			
林業治山事業	2,141,000	2,146,000			
水産事業	495,000	495,000			
道路橋りょう事業	5,587,000	5,587,000			
河川海岸事業	6,944,000	6,944,000			
港湾事業	967,000	967,000			
都市計画事業	798,000	798,000			
住宅事業	121,000	121,000			
警察関係事業	481,000	481,000			
教育総務事業	1,100,000	1,100,000			
高等学校整備事業	1,135,000	1,135,000			
土木施設災害復旧事業	3,149,000	3,149,000			
公用公共用施設災害復旧事業	93,000	93,000			
臨時財政対策債	25,000,000	25,000,000			
市町村振興事業	1,700,000	1,700,000			
企画事業	9,000	9,000			
計	54,951,000	55,120,000			

2 その他の議案等

(1) 条 例 案

① 徳島県行政不服審査会設置条例 (人事課行政改革室)

ア 制定の理由

行政不服審査法の全部が改正されたことに伴い、徳島県行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定める必要がある。

イ 条例の概要

(7) 行政不服審査法の規定に基づく機関として、徳島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置くこととする。

(イ) 審査会は、委員五人以内で組織することとする。

(ウ) 委員の任期は、三年とすることとする。

(エ) 審査会の会長、会議等について、所要の規定を設けることとする。

ウ 施行期日

この条例は、行政不服審査法の施行の日から施行することとする。

② 徳島県税条例の一部を改正する条例 (税務課)

ア 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が制定されたことに伴い、申告書等の記載事項に個人番号及び法人番号を追加する等の必要がある。

イ 改正の概要

(7) 申告書等の記載事項に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号及び法人番号を追加することとする。

(イ) 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として個人の県民税の所得割の寄附金税額控除の対象となるものを定めることとする。

(ウ) 徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予のために必要となる手続等を定めることとする。

(エ) 独立行政法人日本貿易保険が特殊会社化されることに伴い、同社が行う貿易保険業に係る法人の事業税について、保険業と同様の課税方式とすることとする。

ウ 施行期日

この条例は、平成二十八年一月一日から施行することとする。ただし、(ウ)については平成二十八年四月一日から、(エ)については平成二十九年四月一日から施行することとする。

(2) 当せん金付証券の発売について (財政課)

ア 提案理由

当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法第4条の規定により、その限度額(10,000,000千円)について議決を経る必要がある。

(3) 専決処分の報告について

ア 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

専 決 処 分 内 容

課名	和解の相手方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日	事故種別	所属名	
								事故概要
管財課	北島町在住 1名	432,720円	平成26年 5月21日	徳島市地内	平成27年11月 4日	物損・人身	観光政策課	
	県有車両を駐車場敷地内でバックさせたところ、停車中の相手方車両に接触した。							
	徳島市在住 1名	48,276円	平成26年11月19日	徳島市地内	平成27年11月 4日	物損	中央こども女性相談センター	
	給油所から、県有車両が国道に進入した際、中央車線から左へ車線変更していた相手方車両に接触した。							
	阿南市在住 1名	117,000円	平成27年 3月12日	美波町地内	平成27年11月 4日	物損	南部総合県民局 産業交流部 美波庁舎	
役場敷地内において、前方からの対向車両を避けるため県有車両をバックさせたところ、停車中の相手方車両に接触した。								
徳島市在住 1名	373,800円	平成27年 3月31日	徳島市地内	平成27年11月 4日	物損	東部県土整備局 徳島庁舎		
庁舎駐車場で県有車両をバックさせる際、駐車中の相手方車両に接触した。								

課名	和解の相手方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日	事故種別	所属名
管財課	阿南市在住 1名	122,132円	平成27年 4月 3日	徳島市地内	平成27年11月 4日	物損	長寿いきがい課
	海陽町在住 1名	136,844円	平成27年 4月10日	徳島市地内	平成27年11月 4日	物損	林業戦略課
計		1,230,772円					

